



2021年7月30日

各 位

会社名 株式会社ジェイテック
代表者名 代表取締役社長 藤本 彰
(JASDAQ コード 2479)
問合せ先 取締役経営企画室長 村田 竜三
(TEL 03-6228-6463)

ストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、2021年7月30日付の取締役会において、当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）及び当社子会社の取締役に対してストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等につき決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

第1 新株予約権を発行する理由

当社及び子会社の業績と株式価値との連動性を一層強固なものとし、当社及び子会社の取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、当社の取締役及び子会社の取締役に対して株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行するものです。

第2 新株予約権の発行要領

1. 新株予約権の名称

株式会社ジェイテック第6回新株予約権

2. 本新株予約権の総数

270 個

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

3. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は100株とする。

ただし、当社が株式分割（株式の無償割当を含む。以下同様とする。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとし、かかる調整は新株予約権の

うち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができる。その他、当社が付与株式数の調整をすることが適切であると判断した場合、当社は必要と認められる調整を行うものとする。

4. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、金1円とする。

5. 本新株予約権の行使期間

2021年8月26日から2021年9月30日までとする。

6. その他の本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 各本新株予約権の一部行使はできない。

7. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

9. 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。

- ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
- ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
- ④ 新株予約権を行使することのできる期間
第5項に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、第5項に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
第8項に準じて決定する。
- ⑥ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
第4項に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。
- ⑦ その他の新株予約権の行使条件
第6項に準じて決定する。
- ⑧ 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

10. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

11. 新株予約権の払込金額の算定方法

新株予約権の払込金額は、次式のブラック・ショールズモデルにより以下の(2)から(7)の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格（1円未満の端数は切り上げ）に、付与株式数を乗じた金額とする。

$$C = Se^{-qT} N(d) - Xe^{-rT} N(d - \sigma\sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

- (1) 1株当たりのオプション価格(C)
- (2) 株価(S): 2021年8月24日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(終値がない場合は、翌取引日の基準値段)
- (3) 行使価格(X): 1円

- (4) 予想残存期間(T): 0.05 年
- (5) 株価変動性(σ): 0.05 年間(2021 年 8 月 6 日から 2021 年 8 月 24 日まで)の各日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率
- (6) 無リスクの利子率(r): 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- (7) 配当利回り(q): 1 株当たりの配当金(2021 年 3 月期の実績配当金)÷上記(2)に定める株価
- (8) 標準正規分布の累積分布関数($N(\cdot)$)

※ 上記により算出される金額は新株予約権の公正価額であり、有利発行には該当しない。割当てを受ける者が当社に対して有する新株予約権の払込金額の総額に相当する金額の報酬債権と新株予約権の払込金額の払込債務とが相殺される。

- 12. 新株予約権の割当日 2021 年 8 月 25 日
- 13. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日 2021 年 8 月 25 日
- 14. 本新株予約権の割当の対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数
当社取締役(監査等委員であるものを除く。) 3名 160 個
当社子会社(株式会社ジェイテックアドバンステクノロジー)取締役 3名 110 個
- 15. 新株予約権証券を発行する場合の取扱い
新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

以上